

## 週休2日制適用工事実施要領

### 1. 週休2日の定義

#### (1) 週休2日

- 1) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態である。
- 2) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態である。

#### (2) 対象期間

- 1) 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。ただし、次の期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。なお、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- ・ 夏季休暇（3日間）および年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事全体を一時中止している期間

現場閉所は降雨・降雪等により休工した場合に加え、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などを現場閉所日としてカウントする。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とする。

なお、暦上の土曜日・日曜日が無い週については対象としない。

#### (3) 現場閉所

- 1) 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### (4) 4週8休

- 1) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- 2) 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める。

### 2. 発注方式

対象期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所に取り組むことを、発注者が指定する方式（発注者指定方式）を基本とする。

### 3. 対象工事

令和6年9月1日以降に公告する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- 1)配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事
- 2)現場閉所が馴染まない工事
- 3)施工期間に制約がある工事
- 4)発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）である工事

### 4. 積算方法等

対象期間における現場の閉所状況に応じて、補正係数を乗じる。なお、複数職種の合体工事の場合、週休2日の補正は「1工事」を補正の対象区分とするため、職種ごとに週休2日補正を設定せず、工事全体に補正を掛ける。

#### (1)現場の閉所状況

- ・月単位の週休2日（4週8休以上）  
対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ・通期の週休2日（4週8休以上）  
対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

#### (2)補正係数及び補正方法

##### 【土木工事、機械設備工事・電気設備工事】

現場の閉所状況に応じて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率等に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式における週休2日の補正については、表1及び表2によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、表3によるものとする。

##### 1)補正係数

現場閉所率	月単位の週休2日適用工事 (4週8休以上)	通期の週休2日適用工事 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率等	1.05	1.03

##### 2)補正方法

- ・入札説明書等において月単位の週休2日に取り組む旨を記載したうえで、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じる。
- ・現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

## 【建築・建築設備工事】

現場の閉所状況に応じて、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和6年3月22日付け国会公契第37号、国営管第589号、国営計第171号、国営建技第13号）及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和6年3月22日付け国営積第13号）を準用し、労務費を補正した単価により予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

### 1)補正係数

「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和6年3月22日付け国会公契第37号、国営管第589号、国営計第171号、国営建技第13号）及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和6年3月22日付け国営積第13号）を準用する。

### 2)補正方法

- ・ 入札説明書等において月単位の週休2日に取り組む旨を記載したうえで、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正率を単価に乗じる。
- ・ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

## 5. 対象工事である旨等の明示

- (1)週休2日制に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、設計図書等（入札公告、入札説明書、特記仕様書等）に対象工事である旨等を明示する。
- (2)工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定する。
- (3)やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間として作業と期間を設計図書に明示するものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努める。

## 6. 公告文・入札説明書・特記仕様書等に明示

- (1)入札公告、入札説明書に明示

次のとおり一般競争に付します。

1	公告日	令和〇年〇月〇日(〇)
2	契約職	〇日本本部長 〇 〇
—省略—		
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・〇〇審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有・無
3.9.3	総合評価（施工体制確認型）の試行工事	有・無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有・無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	有・無
3.9.6	VE試行工事	有・無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	有・無
3.9.8	「見積もりを求める方式」の試行工事	有・無
3.9.9	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有・無
—省略—		
「3.9 その他」の補足説明		
(1)		
.		
.		
(〇) 「週休2日制適用工事」試行対象工事は右欄の有無による。「有」の場合、当初予定価格において月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費等に乘じて補正しており、月単位（及び通期）の4週8休に満たない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書および「週休2日制工事実施要領」等による。		
—省略—		

## (2)特記仕様書記載例

月単位の週休2日制適用工事（発注者指定方式）の実施

- (1) 本工事は、週休2日を推進するため、月単位の週休2日を実施する発注者指定方式の試行工事である。
- (2) 月単位の週休2日の考え方は、当該工事の工期内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行った場合を指し、土日の現場閉所など1週間当たり2日の休日を必ず確保するという事ではない。
- (3) 本工事において、月単位の週休2日を実施するために、施工計画書（当初）（電気工事では現場工事施工計画書）に具体的な実施日を記載し提出すること。
- (4) 受注者は「工事予定・履行報告書」提出時において、「工事予定・履行報告書」等に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し監督職員の確認を受ける。  
 なお、受注者は現場閉所を実施したことがわかる「現場閉所報告書」を提出すること。
- (5) 実施内容および方法は「週休2日制工事実施要領」によるものとする。

## 7. 現場閉所の確認方法等

- (1)受注者は「工事予定・履行報告書」に現場閉所の予定および実績を記入し、監督職員に提出する。
- (2)監督職員は、月1回程度を目安に「工事予定・履行報告書」に記載された現場閉所予定および実績の確認を行う。
- (3)受注者は、監督員から現場閉所実績を確認できる資料を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

<週休2日（4週8休）を実施する例>

(1)対象期間

- ・工事着手日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間

(2)非対象期間

- ・年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみが行われている期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

【年末年始を非対象期間とする考え方】

12月の事例

日数           ：31日間

非対象期間：3日間（29~31日）

対象期間   ：31日間-3日間=28日間

28日間で28.5%（8日/28日）以上の現場閉所となる必要があるため

28日間×8/28=8日   となり、8日以上の現場閉所が必要

(3)休工対象日数

- ・「土曜日・日曜日」、「祝祭日」を問わず、対象期間のうち現場閉所した日数。
- ・現場閉所は降雨・降雪等により休工した場合に加え、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」なども現場閉所日とすることができる。

## 8. 留意事項

- (1) 契約後速やかに「週休2日制適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認する。
- (2) 課題がある場合、受注者は解決に向けた検討を行い、工事打合せ簿により監督職員と協議を行う。
- (3) 受注者は施工計画書（電気工事では現場工事施工計画書）に以下の条件を満たす工程表を添付して監督職員に提出する。
  - ・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工事予定・履行報告書に明記する。
  - ・工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。
- (4) 対象期間中にやむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合には、事前に振替休日を設定して監督職員と協議を行う。
- (5) 監督職員が、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）の確認する場合には工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）を提示する。
- (6) 監督職員は、全体工程に影響を与える工事立会や協議等は適切に対応する。
- (7) 監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含めた現場閉所日における作業

が発生するような指示等は行わないものとする。

(8) 監督職員は、必要に応じて現場閉所実績及び工程の進捗状況について確認する。

## 9. 工事成績評定

(1)対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成している工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする。

表1 市場単価方式における補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

表2 市場単価方式における補正係数（管路施設）

名 称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂 基 礎 工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂 基 礎 工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕 石 基 礎 工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小 型 マ ン ホ ー ル 工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

表3 土木工事標準単価における補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03	1.02	1.03